

第3版の刊行によせて

本書の初版は、多重債務者からの個人の申立てを中心に2万件を大きく超える破産事件が申し立てられていた平成21年に刊行されました。この頃は過払金返還請求訴訟が多数提起されていた時期と重なり、多重債務者の債務整理に幅広い弁護士が関与する状況となっていたと考えられます。当時、少額管財手続の運用は開始から10年が経ち、既に安定的に運用されていただけでなく、約2万5,000件の破産事件の多くを占めていました。少額管財手続は、申立代理人の事前調査の充実による管財業務の軽減や申立代理人と管財人の適切な連携を大前提とするものですが、長らく2万人に満たなかった弁護士登録者数が司法制度改革を経て約2万7,000人へと増加したことも受けて、より幅広い層の弁護士による大量の申立てに対応するためには、申立て段階における準備の質やその後の管財人との連携の確保がきわめて重要な局面であったということが出来ます。少額管財手続を含む破産手続に精通された東京弁護士会倒産法部会所属の弁護士の方々による本書の刊行及びその幅広い利用が、当時の破産事件の迅速かつ円滑な進行に大きく貢献したことは間違いありません。

その5年後に第2版が刊行された時点では、貸金業法の改正等により多重債務者も減少し、私的整理手続が広く利用されるようになったことも相まってか、破産事件総数は1万5,000件台にまで減少したものの、なお高水準にあり、逆に弁護士登録者数は更に増加して3万5,000人を超えました。このような状況から、新たに申立代理人となる多く弁護士に対し、改めて即日面接手続や少額管財手続への理解を広め、申立ての質を維持する意義は大きかったものと考えられます。

その後、私的整理手続の利用が更に進む中、新型コロナウイルス感染症の蔓延による社会活動の停滞もあり、破産事件数は少額管財手続が開始される前と同水準にまで減少し、コロナ後に若干増加に転じたものの、1万件を下回る水準で推移しています。しかし、中小事業者に対するリスクや無利息無担保融資による支援により、債務総額は増大していることからすると、今後破産事件が増加することも予想されます。また、第2版の刊行

から10年の間に私的整理手続の利用は更に活発になり、裁判所としては、法的整理手続が社会のニーズに適切に応えられているのだろうかとの問題意識も持っているところです。今般改訂の上で刊行される第3版においては、新たに私的整理手続の利用を前提とする問いが多く盛り込まれ、いかにして法的整理手続である破産の申立てへと円滑に移行するかについても解説されています。今般の改訂は、従前の成果を引き継ぎつつ、現在の状況の進展を踏まえたものとなっており、誠に時宜を得たものであるとともに、裁判所の問題意識にも通じるところがあると考えております。

本書が、多くの破産申立てを検討する弁護士の方々に広く活用され、適切で円滑な破産事件の手続進行に寄与してくれることを心より願います。

令和7年5月

東京地方裁判所民事第20部（倒産部）
部総括判事 杜下 弘記

破産手続が倒産手続の基本

本書の初版が出版されたのは2010年（平成22年）2月、第2版が出版されたのは2015年（平成27年）2月であった。初版が出版されてから15年、2版が出版されてからも10年が経過した。

1 第2版からの10年を振り返って

第2版の出版時は、中小企業活性化協議会協によるいわゆる暫定リスクを含む私的整理手続が増加し、破産手続が、大きく減少した時期であった。これは、2012年（平成24年）4月に発表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」において、中小企業再生支援協議会（現：中小企業活性化協議会）ごとに計画策定支援の目標件数を設定し、2012年（平成24年）度に全体で3,000件程度を目指すとしたことの影響が大きいと考えられる。

破産の新受件数は、中小企業金融円滑化法が制定された2009年（平成21年）度は137,957件であったのが、2014年（平成26年）度には73,368件となり、5年間で、ほぼ半減（53.18%）となった。そして、直近の2023年（令和5年）度の破産の新受件数は78,215件であり、この10年間は、全体としては、大きく減少したままの状態が継続している。

2 新型コロナウイルス感染症の影響

また、この間、2020年（令和2年）2月1日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」が施行される等もあった。ただ、新型コロナウイルス感染症の時期には、実質無利子・無担保融資のいわゆるゼロゼロ融資等の支援によって、破産の新受件数自体は、2019年（令和元年）が80,202件であったのが、2020年（令和2年）度が78,104件、2021年（令和3年）度が73,457件、2022年（令和4年）度70,602件と減少傾向となった。

その後、2023年に入りゼロゼロ融資の返済開始も始まり、破産も含めた倒産件数が増加しており、2023年（令和5年）度の破産の新受件数は78,215件となり、前年度比7,613件増加している。

新型コロナウイルス感染症の時期に税金や社会保険料の納付の猶予を受

けていた債務者については、税金や社会保険料が大きな負担となっている。私的整理手続や民事再生手続では、優先債権である税金や社会保険料を全額支払うことが必要とされる。そのため、今後、私的整理や民事再生手続を断念して、破産手続が増加することも予想される。

3 私的整理の増加と破産手続

近時は、中小企業活性化協議会の手続を始めとする準則型私的整理手続の充実により、私的整理手続が増加している。そのため、破産手続を始めとする法的倒産手続の重要性が低下していると言われることもある。しかし、私的整理手続が増加しても、破産手続は、私的整理手続も含めた倒産手続の基本であり、破産手続の重要性は、まったく揺らぐことは無いと考えられる。

債権者に対して債権額の一部しか弁済できない倒産手続においては、公平性が一番重要であり、基本理念であると考えられる。倒産手続の中で、公平性を貫徹しているのが破産手続であり、債権者の平等を徹底し、否認権および相殺禁止等の制度も整備されている。

民事再生手続や会社更生手続においても、公平性を害する処理がなされれば、破産手続に移行することになる。また、私的整理手続においても、公平性を害する処理がなされれば、債権者の同意を得ることが出来ず、法的倒産手続、最終的には、破産手続に移行することになる。このことによって、法的倒産手続のみならず、私的整理手続においても、公平性が担保されると考えられる。これらの点でも、破産手続が法的倒産手続および私的整理手続を含めた倒産手続の基本であると言える。

4 弁護士の役割

破産手続の公平性を維持し、債権者その他利害関係人の信頼を得るためには、倒産手続に関わる弁護士の役割は大きい。破産申立においても、破産申立てが適正に行われず、破産申立直前に偏頗弁済や財産散逸行為が行われれば、破産手続の公平性も害されることになる。現在も、破産申立てについては、その処理や対応について適正性に疑義を持たれる案件が散見されるとも仄聞している。

破産手続の公平性を維持し、破産手続に対する債権者その他の利害関係人の信頼を得るためには、破産申立てについても、弁護士がしっかりと研鑽を積み、適切な処理を行うことが必要である。

本書も、初版および第2版と同様に、適切な破産申立てに資することを目的として、出版するものである。是非、本書をご活用頂き、適正な破産申立てにお役立て頂きたい。

5 最後に

最後に、本書の企画に賛同し、多大なるご協力を頂いた東京地方裁判所民事第20部（倒産部）の裁判官および書記官の皆様方、短期間での原稿執筆に協力頂いた東京弁護士会倒産法部の皆様方、そして出版に向けて困難な作業を行って頂いた株式会社商事法務コンテンツ制作部池田知弘様に心よりお礼申し上げます。

2025年5月

『破産申立マニュアル〔第3版〕』編集委員を代表して
弁護士 富永浩明

破産手続のデジタル化前の破産申立実務の到達点として

東京弁護士会倒産法部編集にかかる代表的書籍である「破産申立マニュアル」の初版が刊行されたのは平成22年、第2版が刊行されたのは平成26年であったが、本版において改訂に至るまでに10年間と少し間が空いた。その間において時代は平成から令和へと年号が変わるだけでなく、令和2年から約3年間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴ういわゆるコロナ禍という国民の社会経済生活にとって大きな脅威となる事象が生じた。この間、破産申立件数は全国で約7～8万件で推移し、東京地裁においては年間約1万件を下回る件数で推移していたところであるが、近時はコロナ禍が明けて社会経済が正常化したものの、インフレによる原材料費や燃料費の高騰に伴う物価高、生産年齢人口の減少に伴う人手不足、そして貸出金利の上昇に伴い、特に事業者を中心として破産申立件数は増加傾向に転じている。

本改訂の主たる趣旨としては2点が挙げられる。1点目は、先行する事業者の私的整理手続が奏功せず破産手続に移行する場合、および未払公租公課の負担が大きい等の理由により第三者に事業譲渡を行った上で破産手続の申立てを行う場合が顕著に増加しており、このような場合には適時適切な形で破産申立てを行うことが重要な課題となっているところ、かかる課題に対応した記述とする点である。2点目は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年5月成立）に基づき民事訴訟手続のデジタル化に向けた法整備が進められている中で、破産申立てを含む破産手続全般についても近いうちにデジタル化・オンライン化の導入が予定され、導入後は全国的に統一化された書式等による申立手続となることが予想されるが、平成11年の少額管財手続、即日面接制度の導入以来、約25年間をかけて東京地裁民事第20部および在京三弁護士会の倒産実務家の協働によって形作られてきた破産申立実務の到達点を示すとともに、デジタル化がなされても不変と思われる破産申立ての趣旨や留意点を確認しておくことにある。

司法制度改革により、以前よりも多数の法律実務家が輩出され、法的サービスは国民にあまねく行き渡るようになったと考えられる。一方で、

破産申立てに関しては、申立代理人において、破産手続全般に関する知識経験が不足していたり、債務者との直接面談を含めて十分な調査を行わないまま申立てがなされたりする場合も少なくなく、近時は破産申立代理人の責任について問われるケースも散見されるようになった。また、裁判所による注意喚起にかかわらず、同時破産廃止を希望しながら管財手続への移行を余儀なくされるケースも依然として相当割合に及ぶという問題もある。そして、上記のとおり私的整理手続や事業譲渡が先行する等破産手続が複雑化し、あるいは破産手続が最終の清算手続として国民に広範に利用されていることも合わせて考えると、以前にも増して法の趣旨に沿った適切な破産申立てが求められていることは論を俟たない。

東京弁護士会倒産法部は、40年以上の歴史を持つとともに、600名を超える部員数を擁する倒産・事業再生をテーマとする法律研究部であり、その活動において破産手続に関する研修会が頻繁に実施され、部員各位が絶えず研鑽を積んでいる。本書は東京弁護士会倒産法部に所属する経験豊富なベテラン・中堅・若手の部員が編集および執筆に携わり、さらには東京地方裁判所民事第20部の裁判官・書記官室のご意見もふまえて刊行されている書籍である。これまで多くの方に活用いただいた初版および第2版と同様、個人・法人を問わず破産申立てに際しては常に座右に置いてご参考、ご活用いただきたい。

最後に、第3版の刊行にあたり、執筆および編集にご協力いただいた東京弁護士会倒産法部所属のベテラン・中堅・若手の部員各位、並びに再校ゲラを詳細にご確認いただき、的確なコメントを寄せていただいた東京地方裁判所民事第20部の裁判官および書記官室の皆様にご心より御礼申し上げますとともに、本書刊行に向けて取りまとめと編集の諸作業をご担当いただいた株式会社商事法務の池田知弘様に感謝申し上げます。

令和7年5月

令和6年度東京弁護士会倒産法部部长
弁護士 大島 義孝

CONTENTS

第3版の刊行によせて	i
杜下 弘記	
破産手続が倒産手続の基本	iii
富永 浩明	
破産手続のデジタル化前の破産申立実務の到達点として	vi
大島 義孝	
第2版の刊行によせて	viii
中山 孝雄	
破産申立代理人に求められる普遍の理念	x
山宮慎一郎	
初版刊行によせて	xii
佐村 浩之	
適正な破産申立ての重要性	xiv
綾 克己	
初版はしがき——本書出版に至った必要性	xvi
長島 良成	

第1章 破産手続における申立ての理念と役割

- Q1** 破産手続開始の申立てではどのような理念をもって行うべきでしょうか。……………〔小林信明〕 2
- Q2** 破産手続において、破産者より申立てを受任した申立代理人が負うべき義務や責任とはどのようなものでしょうか。……………〔綾 克己〕 6
- Q3** 一般の個人について破産手続開始の申立てを行うにあたって申立代理人はどのような役割を担うべきであり、どのような点に留意すべきでしょうか。……………〔鶴巻 暁〕 14
- Q4** 窮境に陥った中小企業から相談を受けた際に、弁護士として、どのような役割を担うべきであり、どのような選択肢を提示すべきでしょうか。……………〔縣 俊介〕 19
- Q5** 法人について破産手続開始の申立てを行うにあたって申立代理人はどのような役割を担うべきであり、どのような点に留意すべきでしょうか。……………〔田川淳一〕 24

Q6	経営者保証人の破産手続開始の申立てを行うにあたって申立代理人はどのような役割を担うべきであり、どのような点に留意すべきでしょうか。……………〔金山伸宏〕	29
Q7	債務者企業の代理人として私的整理手続を進めてきたものの、手続を遂行することができないことが明らかになった場合、代理人としては、どのような役割を担うべきであり、どのような点に留意すべきでしょうか。…〔三枝知央〕	34
Q8	同時廃止の申立てをする場合、申立代理人はどのような役割を担うべきであり、どのような点に留意すべきでしょうか。……………〔大島義孝〕	39
Q9	破産申立ての手続については、裁判所ごとに異なる部分があるかと思いますが、東京地方裁判所について、特に留意すべき点はありますか。……………〔清水祐介〕	44
Q10	破産事件は、社会経済的な変化、法令の改正、運用の変化等に伴って変容していると思いますが、どのような変化に留意すべきでしょうか。また、今後、どのような変化が予想されるでしょうか。……………〔蓑毛良和〕	48

第2章 相談から受任まで

Q11	破産手続開始の申立てはどのようなきっかけで相談を受けるのでしょうか。……………〔富永浩明〕	54
Q12	破産申立ての相談を受けたのですが、相談者が、①大規模な会社や、②多数消費者を相手に事業をしている会社や、③病院や学校等社会的に重要な事業を営む法人だった場合、どのようなことを注意しなければいけないでしょうか。……………〔南 賢一〕	59
Q13	相談を受けたら必ず面接をすべきでしょうか。……………〔朝田規与至〕	63
Q14	個人債務者（法人の代表者については連帯保証債務の問題がある。Q17を参照）から相談を受けた場合に、どのようなヒアリングを行い、どのような資料を収集すべきでしょうか。また、個人債務者の債務整理について、どのように方針決	

CONTENTS

定すべきでしょうか。個人破産の申立てについて破産手続開始の申立てまでのスケジュールはどのように考えればよいでしょうか。……………〔小島伸夫〕 68

Q15 法人の相談の場合には、どのようなヒアリングを行い、どのような資料を収集すべきでしょうか。また、法人の債務整理について、どのように方針決定すべきでしょうか。事業譲渡をしたうえで破産することも可能か、その場合の注意点も教えてください。……………〔浅沼雅人〕 74

Q16 法人破産の申立ての場合、破産手続開始の申立てまでのスケジュールについてどのように考えればよいでしょうか。……………〔嵯峨谷厳〕 85

Q17 法人から相談を受けた場合に、その代表者についても、債務整理を検討する必要があるでしょうか。法人代表者について、どのようなヒアリングを行い、どのような資料を収集すべきでしょうか。また、代表者の債務整理について、どのように方針決定すべきでしょうか。個人破産の申立てについて破産手続開始の申立てまでのスケジュールはどのように考えればよいでしょうか。……………〔大石健太郎〕 90

Q18 事件処理の方針を決めたら、その処理方針やスケジュール等についてどの程度の説明を相談者にしなければなりませんか。……………〔清水 修〕 95

Q19 破産手続開始の申立てや債務整理の弁護士費用はいくらくらいでしょうか。破産手続開始の申立てや任意整理を受任する場合に、弁護士委任契約書等の作成は必要でしょうか。……………〔松尾幸太郎〕 99

Q20 債権者への受任通知は必ず発送すべきでしょうか。……………〔中山祐樹〕 105

Q21 相談者に資力がなく、弁護士費用や予納金を捻出できません。法テラスの民事法律扶助制度を利用することはできるでしょうか。……………〔吉田 勉〕 110

Q22 法テラスの民事法律扶助制度を利用して破産申立てをする場合に、申立代理人はどのようなことに気をつけなければなりませんか。……………〔小田切豪〕 115

Q23	法テラスの民事法律扶助制度により立替えを受けた金員は、誰がどのようにして法テラスに返還することになるのでしょうか。……………〔南 勇成〕	119
------------	--	-----

第3章 破産申立ての準備

Q24	受任したら債権者への対応をどのようにすべきでしょうか。個人破産と法人破産では異なる配慮が必要でしょうか。……………〔進士 肇〕	124
Q25	否認対象行為が債務者により行われようとするときにはどのようにすべきでしょうか。すでに行われたことが判明した場合にはどのようにすべきでしょうか。〔山宮慎一郎〕	128
Q26	破産手続開始の申立てを受任した後、申立てを行うまでの間に、債務者の財産の調査および保全について、どのようなことに留意すべきでしょうか。受任後破産手続開始の申立前に、債務者の財産を換価回収する場合の注意点としては、どのようなことが挙げられますか。……〔市川浩行〕	132
Q27	破産手続開始の申立てに際して、現預金・有価証券等については、どのような調査を行い、どのように破産管財人に引き継げばよいでしょうか。……………〔岩下明弘〕	136
Q28	破産手続開始の申立てに際して、売掛債権および貸付債権については、どのような調査を行い、どのように破産管財人に引き継げばよいでしょうか。……………〔金山伸宏〕	140
Q29	破産手続開始の申立てに際して、在庫商品・製品については、どのような調査を行い、どのように破産管財人に引き継げばよいでしょうか。……………〔金山伸宏〕	144
Q30	破産手続開始の申立てに際して、自動車については、どのような調査を行い、どのように破産管財人に引き継げばよいでしょうか。……………〔竹本大志〕	148
Q31	破産手続開始の申立てに際して、不動産については、どのような調査を行い、どのように破産管財人に引き継げばよいでしょうか。……………〔竹本大志〕	152
Q32	破産手続開始の申立てに際して、生命保険、ゴルフ会員	

CONTENTS

権、その他資産については、どのような調査を行い、どのように破産管財人に引き継げばよいでしょうか。

-〔菅野百合〕 157
- Q33** 破産手続開始の申立てに際して、株式、手形、証券投資信託受益権については、どのような調査を行い、どのように破産管財人に引き継げばよいでしょうか。・・〔岩下明弘〕 163
- Q34** 破産手続開始の申立てに際して、電子マネー、ポイント、暗号資産（仮想通貨）については、どのような調査を行い、どのように破産管財人に引き継げばよいでしょうか。
.....〔高橋秀宗〕 167
- Q35** 破産手続開始の申立てに際して、不動産の賃借関係の処理についてどのような点に注意すべきですか。
.....〔川畑和彦〕 172
- Q36** 破産手続開始の申立てに際して、リース物件・割賦販売物件（所有権留保）の処理についてどのような点に注意すべきですか。.....〔樋口千鶴〕 178
- Q37** 個人の破産手続開始の申立てにあたって、現預金の調査に関して注意すべき事項として、どのようなことが挙げられますか。.....〔樋口千鶴〕 185
- Q38** 個人の破産手続開始の申立てにあたって、過払金返還請求権の存否・金額等については、どの程度調査すべきでしょうか。破産手続開始の申立前に、過払金を回収する場合の注意点として、どのようなことが挙げられますか。
.....〔福田 舞〕 190
- Q39** 個人の破産手続開始の申立てにあたって、給与および退職金の処理に関して注意すべき事項として、どのようなことが挙げられますか。.....〔荻山 剛〕 194
- Q40** 債務者が事業を営んでいる場合に、破産手続開始の申立てにあたってどのような点に注意をし、どのような対応をしておくべきでしょうか。.....〔大日方史野〕 197
- Q41** 破産手続開始の申立てをする場合に、金融機関を始めとする債権者にはどのような対応をしておくべきでしょうか。
.....〔大日方史野〕 202

Q42	破産手続開始の申立てが事実上決まったら、取締役その他の幹部職員に対してはどのように指導すべきでしょうか。また、破産手続開始の申立後はどのようにすべきでしょうか。……………〔田川淳一〕	207
Q43	破産手続開始の申立前に従業員は解雇しておくべきでしょうか。……………〔荻山 剛〕	209
Q44	破産手続開始の申立前および申立後において従業員に対してどのように指導すべきでしょうか。……………〔関端広輝〕	212
Q45	上場企業等の場合、破産手続開始の申立てにあたり証券取引所、マスコミ等にもどのように対応すべきでしょうか。……………〔関端広輝〕	217
Q46	財産保全についてどのような対応をしておく必要があるでしょうか。また、破産手続開始の申立前および申立後に、申立会社に訪れる債権者等に対してどのように対応すべきでしょうか。……………〔高橋修平〕	221
Q47	破産手続開始の申立直後において債権者説明会を開く必要がある場合はどのような場合でしょうか。また、その準備としてどのようなことを行うべきでしょうか。さらに、債権者説明会においてはどのような説明を行うべきでしょうか。……………〔浅沼雅人＝木村真理子〕	227
Q48	事業を停止するよりも事業譲渡を行ったほうが債権者や従業員等にとってよい場合に、どのような点に注意すべきでしょうか。……………〔御山義明〕	233
Q49	破産手続開始の申立ては、どのようなタイミングで行うべきでしょうか。……………〔渡部香菜子〕	243
Q50	破産手続開始の申立てはどの裁判所に行わなければなりません。……………〔松野弘樹〕	248
Q51	未払賃金立替払制度とは何ですか。未払賃金立替払制度の利用にあたって、申立代理人にはどのような役割がありますか。また、申立代理人として注意すべきことはありますか。……………〔市川浩行〕	253
Q52	個人の破産手続開始の申立てに際して、申立代理人弁護士は申立人に対して、自由財産に関してどのような説明・	

CONTENTS

指導をすべきでしょうか。……………	〔横山兼太郎〕	261
-------------------	---------	-----

第4章 破産申立書および疎明資料の作成

Q53	破産手続開始の申立権者は誰ですか。 ……………	〔富永浩明＝石森博行〕	270
Q54	申立権ある者の申立てであることを示す添付書類は何ですか。……………	〔富永浩明＝石森博行〕	274
Q55	破産手続開始の申立てについて、書面作成が必須とされる趣旨は何ですか。また、陳述書を利用する場合、どのような注意が必要でしょうか。……………	〔村松 遼〕	283
Q56	破産手続開始申立書の法定記載事項は何ですか。 ……………	〔小松良匡〕	288
Q57	申立書の作成にあたっては、どの程度の調査をし、どの程度の記載をするのでしょうか。……………	〔木村昌則〕	294
Q58	破産手続開始の申立てについて法定の添付書類は何ですか。……………	〔高橋 優〕	298
Q59	なぜ疎明資料の添付が求められるのですか。疎明資料の目録を作成したほうがよいのでしょうか。……………	〔高橋 優〕	302
Q60	疎明資料以外のさまざまな資料・データは保管すべきですか。事業を廃止する法人破産では、代表取締役の判断で適宜に破棄させてもよいですか。……………	〔櫻井康史〕	305
Q61	個人破産の申立ての場合、裁判所に提出する書類一式を教えてください。提出する際に、編綴の順番は決まっていますか。……………	〔古久保歩人〕	309
Q62	個人破産の申立書はどのように作成するのですか。 ……………	〔清水靖博〕	312
Q63	個人破産の疎明資料はどのように作成したらよいですか。 ……………	〔清水靖博〕	316
Q64	個人破産の債権者一覧表の作成について、どんな点に注意すべきでしょうか。……………	〔西島勇氣〕	325
Q65	法人破産の申立ての場合、裁判所に提出する書類一式を教えてください。提出する際に、編綴の順番は決まってい		

	ますか。……………〔清水祐介＝赤野達朗〕	329
Q66	法人破産の申立書はどのような記載をしたらよいですか。 ……………〔清水祐介＝赤野達朗〕	332
Q67	法人破産の疎明資料にはどのようなものがありますか。 また、どのように作成したらよいですか。 ……………〔清水祐介＝赤野達朗〕	341
Q68	法人破産の債権者一覧表の作成について、どのような点 に注意すべきでしょうか。申立日現在の正確な負債額が必 要ですか。……………〔西島勇気〕	346

第5章 破産および免責等の申立てに関する事前相談・審尋

Q69	破産手続の開始原因の審理はどのように行われますか。 ……………〔和田 正〕	352
Q70	即日面接とはどのような運用ですか。また、同時廃止事 件と管財事件はどのように振り分けられますか。 ……………〔田端聡朗〕	356
Q71	即日面接はどのように行われますか。……………〔田端聡朗〕	364
Q72	事前相談はどのような場合にどのように行えば良いです か。……………〔長谷川稔洋〕	368
Q73	債権者多数の大型事件の申立てにおいてどのような点に 留意すべきでしょうか。……………〔小野塚格〕	373
Q74	牽連破産事件の打合せはどのように行われますか。 ……………〔荻野聡之〕	380
Q75	その他特殊事件の申立てにおいては、どのような点に留 意すべきでしょうか。……………〔宮原一東〕	386
Q76	破産手続開始の申立ての予納金の額と納付方法について 教えてください。……………〔志甫治宣〕	392
Q77	免責の申立てにあたって留意すべき点としてはどのよう なことがあるでしょうか。……………〔嵯峨谷巖＝高橋秀宗〕	397
Q78	保全処分にはどのような種類がありどのような場合に利 用されるのでしょうか。……………〔大川剛平〕	403

書式 9	関連会社一覧表	478
書式10-1	債権者一覧表（総括表）	479
書式10-2	債権者一覧表（労働債権）	480
書式10-3	債権者一覧表（公租公課）	481
書式10-4	債権者一覧表（金融機関）	482
書式10-5	債権者一覧表（リース債権）	483
書式10-6	債権者一覧表（一般債権）	484
書式 11	資産目録（法人用）	485
書式 12	預貯金目録	486
書式 13	未回収売掛金目録	487
書式 14	受取手形小切手目録	488
書式 15	有価証券等目録	489
書式 16	保険目録	490
書式 17	申立ての御連絡	491
資料 1	債務整理事件処理の規律を定める規程	492
資料 2	打合せ補充メモ（個人用）	499
資料 3	打合せ補充メモ（法人用）	502
資料 4	破産者に対する注意事項（法人の役員等の方へ）	505
資料 5	破産者に対する注意事項（個人の破産者の方へ）	506
事項索引		507
判例索引		511